第十三条第三項第二号イ中「及びレ」を「、レ及びソ」に改め、同項第三号イ中「からレまで」を「からソまで」に改め、同項第四号中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同条第十六項第一号に次のように加える。

ノ　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)　指定紛争解決機関が存在する場合　貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2)　指定紛争解決機関が存在しない場合　貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

第十五条第四項中「定める事項（」の下に「同項第一号ノに掲げる事項を除くほか、」を加え、「同項第一号ハからリまで及び」を「同号ハからリまで及び」に、「同号ロ及びハに掲げる事項、」を「同項第三号ロ及びハに掲げる事項並びに」に、「同号ロ及びハに掲げる事項並びに」を「同項第三号ロ及びハに掲げる事項並びに」に、「同号ロに」を「同項第四号ロに」に改める。

第十六条第一項第一号中「からレまで」を「からソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「ヨ、レ及びソ」に改め、同項第二号中「からレまで」を「からソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同項第三号中「、第十二号及び第十三号」を「及び第十二号から第十四号まで」に改める。

第十九条第五項第二号中「債権が」の下に「貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは第十三条第一項第一号ソを除き、」を加え、「、次号」を「次号」に改め、同項第三号中「事項」の下に「（取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）」を加え、同項第五号中「事項」の下に「（取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十一条第一項第一号中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「、タ」を「、タ及びソ」に改め、同項第二号中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「あつてはタ」を「あつてはタ及びソ」に改め、同項第三号中「第十二条の二第五項第七号」の下に「及び第十四号」を加える。

第二十一条の三第三項中「掲げる事項」の下に「（同項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十二条第一項中「及びタ」を「、タ及びソ」に改め、同条第三項中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「、タ」を「、タ及びソ」に改め、同項第二号中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「、タ」を「、タ及びソ」に改め、同項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十五条第二号中「氏名」の下に「及び第十三条第一項第一号ソに掲げる事項」を加え、同条第三号中「事項」の下に「（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）」を加え、同条第四号中「事項」の下に「（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条第一項第一号中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「、タ」を「、タ及びソ」に改め、同項第二号中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「あつてはタ」を「あつてはタ及びソ」に改め、同項第三号中「第十二条の二第五項第七号」の下に「及び第十四号」を加える。

第二十六条の二の三第三項中「掲げる事項」の下に「（同項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の三第一項中「及びタ」を「、タ及びソ」に改め、同条第三項中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「、タ」を「、タ及びソ」に改め、同条第五項中「掲げる事項」の下に「（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の六第二号中「氏名」の下に「及び第十三条第一項第一号ソに掲げる事項」を加え、同条第三号中「事項」の下に「（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）」を加え、同条第四号中「事項」の下に「（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の七の三第三項中「掲げる事項」の下に「（同項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の八第一項中「及びタ」を「、タ及びソ」に改め、同条第三項中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「、タ」を「、タ及びソ」に改め、同条第五項中「掲げる事項」の下に「（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の十一第二号中「氏名」の下に「及び第十三条第一項第一号ソに掲げる事項」を加え、同条第三号中「事項」の下に「（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）」を加え、同条第四号中「事項」の下に「（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の十二第一項第二号中「及びタ」を「、タ及びソ」に改め、同項第三号中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「あつてはタ」を「あつてはタ及びソ」に改め、同項第四号中「第十二の二第五項第七号」を「第十二条の二第五項第七号及び第十四号」に改める。

第二十六条の十二の三第三項中「掲げる事項」の下に「（同項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の十三第一項中「及びタ」を「、タ及びソ」に改め、同条第三項中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「、タ」を「、タ及びソ」に改め、同条第五項中「掲げる事項」の下に「（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の十三第一項中「及びタ」を「、タ及びソ」に改め、同条第三項中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「、タ」を「、タ及びソ」に改め、同項第三号中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「あつてはタ」を「あつてはタ及びソ」に改め、同項第四号中「第十二条の二第五項第七号」の下に「及び第十四号」を加える。

第二十六条の十八第一項第二号中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「、タ」を「、タ及びソ」に改め、同項第三号中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「ヨ、タ及びタ」を「ヨ、タ及びソ」に、「あつてはタ及びソ」に改め、同項第四号中「第十二条の二第五項第七号」の下に「及び第十四号」を加える。

第二十六条の十八の三第三項中「掲げる事項」の下に「（同項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の十九第一項中「及びタ」を「、タ及びソ」に改め、同条第三項中「及びタ」を「、タ及びソ」に、「、タ」を「、タ及びソ」に改め、同条第五項中「掲げる事項」の下に「（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の二十二第二号中「氏名」の下に「（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）」を加え、同条第三号中「事項」の下に「（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）」を加える。

第二十六条の二十三第一項第四号中「からレまで」を「からソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改める。

第二十六条の二十三の二第一項第三号中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同項第四号中「からレまで」を「からソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同項第五号ロ中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十六条の二十三の四第二号ホ中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同条第三号ハ中「からレまで」を「からソまで」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同条第四号ニ中「第三号及び第十三号」を「同項第三号、第十三号及び第十四号」に改める。

第二十六条の二十三の五第一項第五号中「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に、「イ及びレ」を「イ、レ及びソ」に改め、同項第七号中「からレまで」を「からソまで」に、「、タ及びレ」を「及びタからソまで」に改め、同項第八号ニ中「第三号、第七号及び第十三号」を「同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号」に改める。